

免許取得直後の薬剤師を対象とした
病棟業務等に係る総合的な研修プログラム

2026 年 5 月（第 1 版）

秋田大学医学部附属病院

目次

はじめに.....	3
第1章 到達目標	4
第2章 研修の方略.....	6
第3章 到達目標等の達成度評価.....	14
第4章 指導環境・指導体制.....	15

はじめに

本プログラムは、秋田大学医学部附属病院薬剤部における免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修の実施手順を定めるものである。本研修は、厚生労働省より発出された「薬剤師臨床研修ガイドライン」に基づき整備した。

医療の高度化・複雑化に伴い、薬剤師には高い倫理性と専門性、継続的な自己研鑽が求められる。本研修は、研修薬剤師が基礎能力と臨床能力を体系的に習得し、安全かつ質の高い薬物療法を提供できる人材となることを目的とする。

1 薬剤師臨床研修の基本的理念

薬剤師臨床研修は、薬剤師が、「薬剤師としての人格」を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、薬学及び医療の果たすべき「社会的役割」を認識しつつ、一般的な薬物治療において頻繁に関わる疾病に適切に対応できるよう、「基本的な薬剤師力」を身に付けることのできるものでなければならない。

(薬剤師臨床研修ガイドラインより引用)

2 運用方針

- ・本研修は、薬剤部全体が研修薬剤師の成長を支援する体制のもとで運用する。
- ・研修薬剤師は主体的に学習し、各研修項目の到達目標の達成に努める。
- ・指導薬剤師及びメンターは、研修進行に応じて適切な指導・助言を行う。
- ・本研修プログラムは、必要に応じて改訂する。

3 支援体制（詳細は第4章の指導環境・指導体制を参照）

3-1 配属

配属及び研修計画は研修プログラム責任者（薬剤部長）が決定する。

3-2 運用体制

研修プログラム責任者（薬剤部長）は研修全体を統括し、指導薬剤師と連携し日常の運用管理を行う。

3-3 薬剤師研修管理委員会

薬剤師研修管理委員会を設置し、委員会は研修内容の企画・運用・評価・改善を担当する。

第1章 到達目標

到達目標

薬剤師は、高い倫理性と使命感を持ち、薬の専門家として医療安全を認識し、責任をもって患者、生活者の命と健康な生活を守り、医療と薬学の発展に寄与して社会に貢献できるよう、その使命の遂行に必要な資質・能力を身に付けなくてはならない。

この資質・能力は生涯にわたって研鑽していくものであり、卒前教育ではその資質を培い、卒後臨床研修ではその実践を目指す。薬剤師としての基盤形成の時期に、医療の担い手の一員として、医療機関や地域医療の現場で、薬学の視点を「チーム医療」に反映するための臨床能力を養成することを目的として、医療人としてのプロフェッショナリズムを自らのものとし、基本的薬剤師業務の実践スキルを習得することを目標とする。

卒前教育では、業務の目的、内容、方法といった業務そのものの知識・技能に加え、業務を実施する際の態度を理解することが大目的である。さらに、複数の業務を理解した上で薬剤師とは何かを理解する。一方、卒後臨床研修の目標は、すでに薬剤師である研修者が、患者や他職種と密に接しつつ業務を行うことにより、薬剤師としての心構えを定着させ、独立して業務ができることであり、すなわち医療チームの一員として臨床能力を有する実践者の育成である。

卒後臨床研修の研修者は薬剤師免許取得者である自覚を持ち、個別化医療の実現を念頭において、自身が実践した業務に責任を持って研修しなければならない。

1 プロフェッショナリズム

医療人としての行動を決定付けるプロフェッショナリズムとして、「社会的使命と公衆衛生への寄与」、「利他的な態度」、「人間性の尊重」及び「自らを高める姿勢」が挙げられる。

2 資質・能力

2-1 医療における倫理性

臨床面や研究面、教育面において、倫理原則や関連する法律を理解した上で個人情報に配慮する。患者及びその家族から同意をとる、インシデントを説明するなど、さまざまな意思決定の場面で、軽率に振る舞うことなく熟考した上で対応する。

2-2 薬学知識に基づく実践能力及び問題解決能力

薬剤師は、医薬品全般にわたる知識を身に付け、他の医療従事者並びに患者及びその家族に対応することが求められる。薬剤師業務は調剤、医薬品の管理、医療安全等多岐にわたるが、いずれの業務においても、科学的根拠を理解した上で知識・技能を身に付ける。

- ① 個別化医療を考慮した鑑査を実践し、的確な調剤を行う。
- ② 的確な品質管理を実践し、医薬品の供給及び管理を行う。

- ③ 科学的根拠に基づいた医薬品情報を収集し、相手に合わせた発信を行う。
- ④ 頻度の高い疾患に対する薬物治療における有効性・安全性について適切な評価を行う。
- ⑤ 患者情報を収集し、最新の薬学及び医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した処方提案を行う。
- ⑥ 患者の社会的背景を考慮し、継続可能な処方提案を行う。

2-3 服薬指導等に関する技能と患者ケア

服薬指導に関する技能を磨き、患者の苦痛や不安等に配慮した服薬管理を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 患者の状態に合わせ、継続的な把握を含めた最適な服薬管理を行う。
- ③ 薬剤管理指導として、薬物治療内容とその根拠、有効性や安全性の評価、患者の訴えに対する返答や対応を適切かつ遅滞なくカルテや薬歴に記載する。

患者に対面し、主として言語を介したコミュニケーション、診療録や他職種からの情報、ICTを活用した医療情報も参考とし、患者の現状を把握する。その上で、患者の苦痛や不安等に寄り添った服薬指導や必要に応じて処方提案を行うことにより、アドヒアランスを維持し、最適な薬物治療をするとともに、その評価を記録として残す。

2-4 コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や患者家族と共感的で良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度や身だしなみで患者や患者家族に接する。
- ② 患者や患者家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や患者家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

2-5 チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や患者家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解した上で、チームの一員としての責務を果たす。
- ② チームの構成員と情報を共有し、連携を図る。

2-6 医療の質と安全管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。

- ④ 医療従事者の健康管理(健康診断、予防接種や針刺しへの対応を含む)を実践し、自らの健康管理に努める。

2-7 社会における医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会と国際社会に貢献する。

- ① 保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 医療費の患者負担に配慮しつつ、健康保険、公費負担医療を適切に活用する。
- ③ 地域の健康課題やニーズを把握し、必要な対策を提案する。
- ④ 予防医療、保健・公衆衛生、健康維持増進・重症化予防に努める。
- ⑤ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑥ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要に備える。

第2章 研修の方略

本章にて、研修項目、研修期間、研修目標と研修項目ごとの方略を示す。

研修項目

調剤業務、医薬品の供給と管理業務、医薬品情報管理業務、病棟業務、無菌調製、がん化学療法、Therapeutic Drug Monitoring 等を研修項目とする。

調剤業務、医薬品の供給と管理業務、医薬品情報管理業務、薬剤管理指導やチーム医療を主とする病棟業務は、一連の業務として関連しており、患者の薬物治療アウトカムの向上に直結する。個々の項目として研修するのではなく、患者の入院前－入院中－退院後（在宅）における薬剤師の関わりを深く想定して研修を行う。いずれの研修項目も、研修初期は on the job training とし、指導薬剤師の目の届くところで実践を行うが、一定のレベルに達すれば研修者一人で実践を行う。

研修期間

研修期間は原則として 2 年間とする。中央業務から病棟業務へ段階的に進む。下記の研修プログラム例に従い、年間ローテーション表に基づき研修を計画的に実施する。

図1 臨床研修プログラム例

1 年目	AM	PM	2 年目	AM	PM
4 月	調剤室	調剤室	4 月	製剤室	病棟
5 月	調剤室	調剤室	5 月	製剤室	病棟
6 月	調剤室	調剤室	6 月	製剤室	病棟
7 月	薬品管理室	薬品管理室	7 月	製剤室	病棟
8 月	薬品管理室	薬品管理室	8 月	製剤室	病棟
9 月	薬品管理室	薬品管理室	9 月	製剤室	病棟
10 月	調剤室	調剤室（病棟）	10 月	薬品管理室 試験研究室	病棟
11 月	調剤室	調剤室（病棟）	11 月	管理室	病棟
12 月	調剤室	調剤室（病棟）	12 月	管理室	病棟
1 月	薬品管理室	病棟 薬品情報室	1 月	調剤室	病棟
2 月	薬品管理室	病棟	2 月	調剤室	病棟
3 月	薬品管理室	病棟	3 月	調剤室	病棟

研修目標

2-1 初期研修（オリエンテーションを含む）

研修目標：研修医療機関における医療職の臨床研修の概要を理解し、当該医療機関における診療・医療安全対策の概要を理解する。臨床研修への円滑な導入、医療の質・安全性の向上、多職種連携の強化等を目的に、研修開始後の早い時期に、病院全体の初期研修を含んだオリエンテーションに参加する。

2-2 調剤業務

研修目標：個別化医療を実現するための調剤業務の遂行とそれに必要な知識とスキルを習得する。

方略：薬剤師の仕事は薬物治療をマネジメントすることである。そのためには、まず医薬品とその処方目的を知ることが重要である。

調剤業務研修では、処方監査時に医薬品情報のみで判断するのではなく、カルテ情報や検査値の確認を行い、医師の治療方針を把握した上で、患者の状態を考慮した適切な調剤（疑義照会や処方提案を含む。）を実践する。

本研修では、得られた患者情報や検査データを基に、薬物治療の有効性・安全性の評価を行う能力を養うとともに、個々の患者に対する最適な薬物治療の向上を目指し、処方箋における適切な記載事項を理解した上で、医薬品の用法用量、剤形等の妥当性評価などの監査、薬剤の製剤学的特性に応じた計数・計量調剤、鑑査業務及び処方箋に疑義がある場合の適切な問合せが実践できるスキルを身に付ける。

対象とする医薬品は内服薬（錠剤、散剤、液剤、他）・外用剤（軟膏、液剤、点眼（鼻）剤、貼付剤、他）・注射剤（輸液含む）等、研修病院が取り扱う全ての医薬品とし、特定の領域（診療科）に限定せず、多くの医薬品を知ること重要である。また、計数調剤、散剤、粉碎、一包化、軟膏調製、液剤、注射薬等、一通りの調剤も実施することとし、研修においては、「2-3 医薬品の供給と管理業務」の研修と併せて、麻薬調剤も実践する。

院内外来処方における患者への薬剤交付時には、積極的に患者への服薬指導を実践し、コミュニケーション能力の向上を図る。

2-3 医薬品の供給と管理業務

研修目標： 医薬品の供給と管理体制を理解し管理業務を実践する。

方略：継続的な薬物治療のために医薬品の在庫管理は重要な業務である。医薬品の供給問題もあり、医薬品管理はこれまで以上に重要な課題となっている。

医薬品の品質の確保を含めた供給体制を理解し、院内の使用状況を踏まえた適正な在庫管理（医薬品の発注、納品時の検品、温度・期限管理を含む）を実践する。また、医薬品に付随する機器類や説明文書の管理業務、医薬品の廃棄、記録及びその手続もあわせて実践する。

医薬品の供給不安定への対応については、製薬企業や医薬品卸からの医薬品供給情報をいち早く入手し、病院での使用量から在庫の消尽を推測した発注や同種同効薬等の代替品への採用薬の切替えの判断についても応対できる技能を身につける。

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒劇薬等の特別な管理を求められる医薬品の流通・保管・施用・廃棄等の管理と取扱いに関する各種の法制度及び業務内容を理解し管理業務を遂行する。管理に当たっては、マニュアルに従うことはもちろんであるが、それぞれの医薬品の特性に応じた管理方法を理解して実践することが重要である。麻薬管理では、規制を外れた

管理方法や、盗難・紛失・所在不明等が、事件や乱用など社会的に大きな影響をもたらすことを深く認識し、麻薬卸売業者からの譲受や帳簿の記載、持参麻薬を含めた調剤済麻薬や手術後施用残麻薬の廃棄等の在庫管理を麻薬管理者の指導の下実践する。

その他、特定生物由来製品の記録・保管管理についても実践する。

2-4 医薬品情報管理業務

研修目標：医薬品情報を収集・評価し、整理・加工して提供するスキルを習得する。

方略：医薬品情報管理業務とは、医薬品に関する各種情報を製薬企業や公的機関が提供する情報源から収集し、整理、保管及び専門的評価と情報の加工を行った上で現場の医師、薬剤師、看護師等に提供する業務である。

① 情報提供業務

医師・看護師等からの投与量や相互作用等の日常的な問合せに対して、情報提供を行う（受動的な情報提供）とともに、院内医薬品情報誌（DI ニュース）の作成や、患者や地域住民向けお薬情報資料の作成等を行い、薬剤部からの積極的な情報発信（能動的な情報提供）の必要性について理解する。

情報源としては、各種医薬品情報（添付文書、インタビューフォーム、リスク管理計画（RMP）、審査報告書、診療ガイドライン、原著論文等）の他、製薬企業の医薬情報担当者から得た情報等があげられる。これらの中から信頼性の高い情報源を選択して、薬学的見地から精査し、受け手のニーズや時間的制約に応じた形に加工して、情報提供を行うための知識と技能を習得する。緊急性が高く重要な医薬品情報については、必要な医療関係者や対象患者に迅速かつ確実に伝達・周知する必要がある、情報共有の手段も構築しておく必要がある。緊急安全性情報（イエローレター）、安全性速報（ブルーレター）や製品回収情報、医薬品・医療機器等安全性情報、添付文書改訂情報等について、緊急性・重要性を吟味し、迅速に院内関係者に情報提供する手段を理解する。

② 副作用報告等

医療関係者には、健康被害（副作用、感染症及び不具合）の情報を厚生労働省へ報告することが義務付けられている。医師へ副作用等報告に係る啓発を行うとともに、収集した副作用等情報の評価を行う。

2-5 病棟業務

研修目標：入院患者と直接接することにより、患者の病態に応じた服薬指導やフォローアップ、コミュニケーションのスキルを高める。薬物治療の観点からチーム医療に参加し、他職種との関わり方を学ぶとともに、薬学的見地からの見解を発信する。

持参薬の服薬状況等の聴取を通じた薬物治療に関する問題点（ポリファーマシー等）の抽出、服薬計画の立案、入院患者へ服薬指導等を通して薬学的知見に基づく積極的な介入や提案を実践する。退院後の適切な薬物治療の継続のため、退院時カンファレンスへの参加、情

報提供書の作成・提供等により、地域医療（多職種）との連携を実践する。

方略：病棟業務では、「患者面談や持参薬の確認を通じた患者情報の把握」、「投薬時・投薬後における服薬指導」、「治療モニタリングと処方提案」、「カンファレンス等を通じた多職種との連携」等を担当患者を持った上で実践することで、医療人としての責任感や使命感を身に付けることが重要である。

① 事前研修

患者への指導を行う前に、薬剤管理指導の位置付け、対象患者、指導のタイミング、指導の流れ、カルテへの記載方法等について、指導薬剤師による講義を行う。

② 病棟における担当患者との関わり

【患者入院時】

持参薬とお薬手帳のみで確認するのではなく、必ず患者やその家族と面談を行い、持参薬（要指導医薬品や一般用医薬品を含む。）の服薬状況、アレルギー情報、副作用歴、薬剤管理方法等を実践する。

患者は必ずしも処方どおりに服用しているとは限らないため、用法・用量についても確認し、患者のアドヒアランスの評価を行い、患者プロフィール等の整理を通じて、疾患の病態生理への理解、薬物の作用機序を総合的に評価できる力を身につける。

患者の薬物治療に関する問題点を抽出し、問題解決のため、代替薬の提案を含む服薬計画の提案を実践する。

服用薬剤数が多く、薬物有害事象のリスク増加や、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等につながる状態（ポリファーマシー）である場合は、服用回数の減少や配合剤の導入のほか、治療の優先順位に沿った治療方針になっているか等、各薬剤を再考し、薬剤師の視点から減量、中止等を提案するための知識・技能を身につける。

【患者入院中】

入院患者への説明と服薬指導では、服用方法、薬剤の保管方法、器具（デバイス）の使用方法等を含めた患者への情報提供と薬学的知見に基づく指導を実践する。特に抗がん薬などのハイリスク薬の投与については、投与前に患者やその家族に詳細に説明を行うとともに良好な信頼関係を構築することが重要である。初回指導、2回目以降等継続的な関与を通して、薬剤の有効性・安全性の評価や副作用発現の有無等、患者の主観的データ（S）、客観的データ（O）を確認し、効果的な薬物治療の実施とアドヒアランス向上のための方策を検討する。

治療開始後は、定期的に患者状況を確認（ハイリスク薬を服用している患者は、毎日、副作用の発現を確認）し、投与後の有効性や副作用モニタリング、投与量、投与方法、相互作用等の薬学的管理を行い、必要に応じてバイタルサイン・フィジカルアセスメント等を実施

し、投薬の妥当性を評価する。

【退院時】

退院後、服用する薬剤の情報を患者自身で管理し、適切な服用の継続性に繋げることが大切である。患者の退院決定後、退院時に服薬指導を必要とする場合には、退院時処方入力の有無や不足薬剤がないかなどの確認を実践する。

また、退院時カンファレンスが行われた際には、できるだけ参加し、退院後の薬物治療の継続のため、転院先病院や薬局薬剤師のほか、ケアマネジャーや訪問看護師等、地域における多職種との連携の必要性を理解する。

③ 多職種との連携

多職種との連携では、病棟カンファレンスへの参加や医師回診チームの同行等を通じ、医師の治療方針を身近に学ぶとともに、薬物療法について評価・提案を行うための知識・技能を身につける。医師、看護師を始めとする他職種が行う患者ケアの視点を培い、多職種連携のためのスキルの習得やコミュニケーション能力の向上を目標とする。他職種との相互理解により、チーム医療における薬剤師の役割や特性を理解し、薬剤師として積極的な介入や提案を実践する。

2-6 在宅訪問（在宅医療・介護）

研修目標：自宅や施設で生活する患者を訪問して服薬指導や薬剤管理を行い、在宅医療や介護に関する各種支援制度や地域包括ケアシステムにおける他職種の役割を学ぶとともに、薬剤師としての役割を理解する。

方略：訪問診療の対象は約9割が75歳以上の高齢者であり、薬学的管理が困難だけでなくアドヒアランスの維持も難しい。在宅担当医師・歯科医師や訪問看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携により患者の生活に密着した薬物治療を実践する必要がある。

在宅療養患者の病状、ADL、そしてQOLの改善又は維持のための服薬支援を行い、薬剤が病状やADL、QOLに悪影響を与えていないか評価し、患者の個別化医療の実現に寄与することが重要である。

医師等からの情報に加えて、介護支援専門員、介護福祉士、訪問介護員などの他職種、患者やその家族から状況を把握し、在宅で服用している医薬品全般について管理・指導を行う（服薬状況を把握するための工夫、飲みやすくするための服薬支援・提案、必要に応じた医療材料・衛生材料の提供、注射針・残薬の処理など）。また、必要に応じて、生活機能（食事・睡眠・排泄・運動、認知機能等）の状態の聞き取り等により、服用している医薬品の薬効や副作用又は相互作用等が生活に影響していないかアセスメントを行い、QOLの向上に関する相談にも応じ、良好なアドヒアランスの形成に向けた服薬支援を実践する。

2-7 医療安全

研修目標：医療の質を担保し、患者及び医療従事者にとって安全な医療を提供できる。特に、医薬品の安全管理体制の確保のため、薬剤師として主体的な役割を果たす。

方略：医療安全は場所を問わず、全ての業務に付随する事項である。インシデントを未然に回避するために、危険予知と必要な確認を通じ、環境整備や医療技術の活用等の業務の工夫を行い、インシデントが発生した際は報告体制図に沿って報告し、職員間においてコミュニケーションを図り、事例を共有するとともに、再発防止策を検討することが重要である。医薬品に関する医療安全対策は、特に薬剤師に対して重要な役割を担うことが求められていることを理解する。

医療安全の実務について、①リスクマネジャーまたは GRM の役割と医療安全対策に関するマニュアル・指針、②インシデント発生時の対応（報告・連絡・相談等）と記録方法等について担当薬剤師により講義を行う。

プレアボイド症例報告（もしくはヒヤリ・ハット報告）、インシデントレポートについては、研修項目に限らず、経験した場合、報告を実施する。また、施設内で発生した医薬品に関連したインシデント数例について、原因の調査分析を踏まえ、対応策の検討も実践し、理解を深める。

2-8 感染制御

研修目標：医療現場に於いて感染症を発生させない環境整備や感染予防を実践する。感染症発生時における感染拡大防止のための対応を図るなどの感染制御に努める。

方略：標準予防策として手指衛生、個人防護具（手袋・マスク等）を適切に使用し、代表的な感染症の予防策の把握と適切な消毒薬を選択でき、他者に説明できることが求められる施設内の感染制御管理体制を理解し、感染症発生時及び針刺し等の事例発生時における初期対応を行えることが重要である。

施設内の感染症例報告において、抗菌薬の薬物治療について報告を実践する。

2-9 地域連携（「2-5 病棟業務」及び「2-6 在宅訪問（在宅医療・介護）」も参照のこと）

研修目標：病診薬連携や薬薬連携に代表される多職種連携等、地域連携の必要性を理解し、地域における患者中心の医療の実現に努める。

方略：患者はその病期に応じて医療施設が選択されたり、また在宅での治療が継続される。いずれの場合でも地域の医療従事者が患者情報を十分に共有し、質の高い最適な薬物治療を提供する必要がある。

【病院と薬局の連携】

薬局から報告される服薬情報提供書（トレーシングレポート）について、その記載内容の妥当性や重要性を評価し、医師へのフィードバックまでの実践を行い、また必要に応じて薬

局への情報提供を行う。退院時カンファレンス、退院処方に関する薬剤情報提供の作成等、退院時における転院先病院、地域薬局等への情報提供等の地域連携業務については、「2-5 病棟業務」を参照すること。

2-10 無菌調製

研修目標：適切な無菌的混合調製を理解し実践するスキルを身につける。

方略：注射剤（抗がん薬を含む）や TPN（中心静脈栄養）の無菌調製を実践する。

2-11 がん化学療法

研修目標：がん化学療法のレジメン管理や抗がん薬の調製、副作用や疼痛評価、支持療法薬の提案、投与計画への参画など基本的技能・知識を身につける。

方略：効果的かつ安全ながん薬物治療を継続するためには、レジメンに従った投与スケジュールや経口抗がん薬の服薬管理、副作用や合併症への対応などが求められる。

がん種ごとのレジメンを理解し、抗がん薬ミキシング実践時は、曝露対策についても習得する。外来化学療法室又は病棟において、薬学的観点から患者や家族に対してレジメンの説明を行うための知識と技能を習得する（経口抗がん薬の服薬指導を含む）。説明の際には、患者や家族の不安に配慮した適切な応対が行えるようにする。

また、患者の服薬状況や副作用の発現状況について、薬学的観点から確認を行い、副作用や疼痛評価を実践し、必要であれば医師へ支持療法薬、減量・休薬等の提案を実施する。

2-12 TDM (Therapeutic Drug Monitoring)

研修目標：血中濃度測定に関する基本的知識や手順を理解し実践する。薬物特性と患者個々の状態に適した薬学的管理を理解し、指導薬剤師の指導の下、投与設計・処方提案ができる。

方略：TDM とは薬物の血中濃度を測定し、薬物ごとの有効血中濃度を指標として、最も適した投与量、投与間隔などを見出す一連の手順である。実臨床ではこれに加え、個々の患者の腎機能・肝機能などの生理機能や薬物に対する反応性の違いを考慮し、薬物治療の有効性を最大限に引き出し、リスクを最小限に抑えることが重要である。

有効血中濃度域が狭い薬剤や半減期が短い薬剤など TDM が有効とされている薬剤を投与されている患者について、薬物血中濃度測定の提案を行い、その測定結果を踏まえ、薬効や副作用の評価を行い、患者の生理機能や病状に合わせた適切な投与量について、医師への提案などが行えるよう知識・技能を習得する。

第3章 到達目標等の達成度評価

研修者の評価は、(1) 臨床研修の到達目標を達成するための方略に対する到達度評価及び(2) 研修の進捗の把握と研修内容の適時適切な改善を目的とする形成的評価により実施する。

1 評価方法

「第1章 到達目標」に示しているとおり、薬剤師として求められる「資質・能力」は、生涯にわたって研鑽していくべきものであり、薬剤師としての基盤形成の時期に、医療機関や地域医療の現場での実践を通じて、薬学の視点を「チーム医療」に反映するための臨床能力を養成することを目的に、医療人としての「プロフェッショナリズム」を自らのものとし、「基本的薬剤師業務」の実践スキルを習得することを目標としている。

研修者が到達目標を達成しているかどうかについて、研修期間中の実務研修の研修項目に対する到達度評価を「到達度記録・評価シート」を用いて実施する。また、臨床研修を通じた薬剤師としての知識・技能・態度に関する到達度評価の参考とするため包括的な評価を「評価票Ⅰ」及び「評価票Ⅱ」を用いて実施する。

2 研修期間中の評価手順

「到達度記録・評価シート」は、研修者が定期的に自己評価を行い、各到達点に到達した日付を記載する。また、研修期間中に定期的に、研修者と指導薬剤師がそれぞれ「評価票Ⅰ」及び「評価票Ⅱ」に記入する。

それらを用いて、臨床研修の進捗を確認するとともに、研修期間中に形成的評価（フィードバック）を行う。フィードバックは、目標と現状との関係を知り、目標達成のために方略を微調整することを目的として、研修者が自ら到達度（できていること、できていないこと）を客観的に把握できるよう、指導薬剤師の評価や具体的なアドバイスを研修者に提供することをいう。その中で、未達の研修項目が残っていることが明らかになった場合、その理由（健康上の理由や妊娠・出産などのライフイベントによる休暇・休業の取得を含む。）を考慮の上、臨床研修を遂行し修了できるよう適切なサポートを実施する。

3 研修期間終了時の達成度評価

研修期間終了時には、研修期間中に作成された評価票等を参考にして、薬剤師研修管理委員会（「第4章 指導環境・指導体制」参照）において研修者ごとの目標の達成度の評価を行う。

(参考) 標準的な研修成果物

研修項目	提出物	備考
2-5 病棟業務	症例報告 (10 症例)	1 ～ 2 か月/病棟を目安とし、診療科ごとに提出。症例報告会等で報告。
2-6 在宅訪問 (在宅医療・介護)	症例報告 (1 症例)	訪問薬剤管理指導を実施した患者に対する症例報告。
2-7 医療安全	インシデント・アクシデントの検討 (3 例程度)	施設内で発生した医薬品関連インシデント・アクシデントについての原因調査分析・対応策の検討。
2-8 感染制御	症例報告 (2 症例)	施設内感染症症例について、抗菌薬の薬物治療についての症例報告。

第4章 指導環境・指導体制

4-1 研修施設について

4-1-1 研修施設の概要

臨床において調剤等に従事する薬剤師が、薬の専門家として全人的な能力を習得するためには、臨床現場で日常的に遭遇する一般的な疾患や症状に対するエビデンスに基づく薬物治療管理に必要な実践的な能力を習得する基本的な研修プログラムを提供できる環境が必要である。それに加えて、急性期から回復期あるいは慢性期へと繋がる薬物治療への理解を深めるための研修機会も求められる。薬剤師臨床研修を円滑に実施するため、秋田大学医学部附属病院に、薬剤師研修管理委員会を設置し、研修プログラムに係る基本方針の決定等は委員会にて行う。

4-1-2 管理者（病院長）

臨床研修の中心となる研修施設の管理者は、管理者として、研修施設全体で薬剤師の臨床研修を行う体制を支援し、研修プログラム責任者や指導薬剤師等の研修担当者の業務が円滑に行われるように配慮する。

管理者は、薬剤師研修管理委員会や研修プログラム責任者の意見を踏まえ、受け入れた研修者があらかじめ定められた研修期間内に研修が修了できるよう管理を行う。

4-1-3 研修プログラム責任者（薬剤部長）

研修プログラム責任者は、研修病院の研修関連実務を統括し、研修プログラムの企画・立案及び実施の管理並びに研修者に対する助言、指導その他の援助を行う者である。

(1)研修病院の研修プログラム責任者は、次に掲げる事項等、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修者に対する助言、指導その他の援助を行う。

① 研修プログラムの原案を作成する。

② 研修者が研修の目標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修者の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行う。

(2)研修期間の終了に際し、薬剤師研修管理委員会に対して、指導薬剤師とともに研修者の研修目標の達成状況を報告する。

4-1-4 薬剤師研修管理委員会の役割

薬剤師研修管理委員会は、管理者、研修プログラム責任者、指導薬剤師等から構成する。本委員会の運用は「秋田大学医学部附属病院薬剤師研修管理委員会規程」に従うものとする。

4-2 研修指導薬剤師と指導体制

臨床において調剤等に従事する薬剤師は、薬の専門家として生涯にわたって研鑽を積む必要がある。その中で臨床研修は、臨床現場で日常的に遭遇する一般的な疾患や症状に対するエビデンスに基づく薬物治療管理に必要な実践的な能力を習得する（ジェネラリスト養成）ために重要な初期研修の期間として位置付けられる。臨床研修を有意義なものとすることは、病院薬剤師か薬局薬剤師であるかにかかわらず重要であり、薬剤師の将来の臨床能力開発に大きく影響する。薬剤師の育成にとって重要な初期研修を効果的に実施するためには、研修指導を担当する薬剤師（指導薬剤師）の役割によるところが大きい。エビデンスに基づいた効果的で安全な薬物療法が求められている現在、国民の期待に応えられる薬剤師を育成するためには、科学的教育方法に基づいた臨床研修を行わなければならない。

4-3 臨床研修における指導薬剤師・指導体制の在り方

I 研修者の指導の基本的考え方

- (1) EBM に則った科学的指導
- (2) 研修者個人に着目した個別指導
- (3) 人間性豊かな指導

II 指導薬剤師の業務

- (1) 患者（相談者）—薬剤師関係の在り方、チーム医療の在り方、安全管理への対応、問題対応能力の開発、薬物療法・健康相談に対する考え方、EBM に基づく薬物療法の実践、医療保険、医事・薬事法制などの教育
- (2) 内服薬・外用剤・注射剤などの基本的な調剤と調剤機器に関する教育
- (3) 無菌調製・抗がん薬ミキシング・院内製剤などの医薬品調製に関する教育
- (4) 医薬品情報の収集・解析法と提供に関する教育

- (5) 患者情報の収集と解析法の教育
- (6) 医薬品（麻薬を含む）等の購入、在庫管理、供給に関する教育
- (7) TDM と薬物投与計画に関する教育
- (8) 病棟業務に関する教育
- (9) 薬剤管理指導業務に関する教育
- (10) 症例のプレゼンテーション、学会発表の指導
- (11) 医療の安全・危機管理教育の徹底
- (12) 研修者のモチベーション向上を目指した教育
- (13) 研修及び研修指導の評価と指導法の開発と改善
- (14) 患者（相談者）の状態や相談内容に応じた受診勧奨、要指導医薬品・一般用医薬品の提供に関する教育
- (15) 在宅医療における訪問薬剤管理指導業務、多職種連携に関する教育 など

III 指導薬剤師の資格

指導薬剤師は、基本的な薬物療法に関する幅広い知識と技能を持ち、人格的にも優れた素養をもつ人材であること。

1 病院の指導薬剤師

以下の要件を全て満たすものとする。

なお、(2) に該当する講習会等については、別途示すこととする。

- (1) 臨床経験 5 年以上で、かつ、2 年以上の薬学部学生又は薬剤師レジデントの指導経験を持つ者
- (2) 本ガイドラインに則した臨床研修の指導薬剤師の養成に係る講習会や同ワークショップなどを受講した者
- (3) 薬剤師認定制度認証機構が認証する認定薬剤師や学会等が認定する認定・専門薬剤師等の資格を持つ者

2 薬局（在宅訪問研修）の指導薬剤師

以下の(1)から(4)までの要件を全て満たすものとする。

- (1) 臨床経験 5 年以上の者
- (2) 2 年以上在宅医療に携わり、24 回以上の訪問薬剤管理指導を実施した経験を持つ者
- (3) 本ガイドラインに則した臨床研修の指導薬剤師の養成に係る講習会や同ワークショップなどを受講した者
- (4) 薬剤師認定制度認証機構が認証する認定薬剤師や学会等が認定する認定・専門薬剤師等の資格を持つ者が望ましい。

IV 指導体制

- (1) 薬剤師研修管理委員会は、指導薬剤師の意見を聴取して研修プログラムの調整・改善を行う。
- (2) 研修者の指導に当たっては、指導薬剤師に加えて、研修者が遭遇する様々な問題について相談できるメンター（臨床経験2年以上を有する若手薬剤師）を指名する。
- (3) 指導薬剤師は、医療現場において研修者の指導に当たる。
- (4) 研修者の指導に当たって、医師・看護師等との協力体制を構築する。
- (5) 薬剤師研修管理委員会は、定期的に研修者及び指導薬剤師それぞれの意見を聴取し、研修の円滑な進行を図り、研修評価を行う。

参考資料

1. 「薬剤師臨床研修ガイドライン」（令和6年3月 厚生労働省）
2. 「医療機関における新人薬剤師の研修プログラムの基本的考え方」（令和6年1月20日 一般社団法人日本病院薬剤師会）
3. 「薬剤師の病棟業務の進め方（Ver2.0）」（令和7年10月4日一般社団法人日本病院薬剤師会）

問い合わせ先：

〒010-8543

秋田市本道 1-1-1

秋田大学医学部附属病院薬剤部

TEL：018-834-1111

2026年5月28日（第1版）